

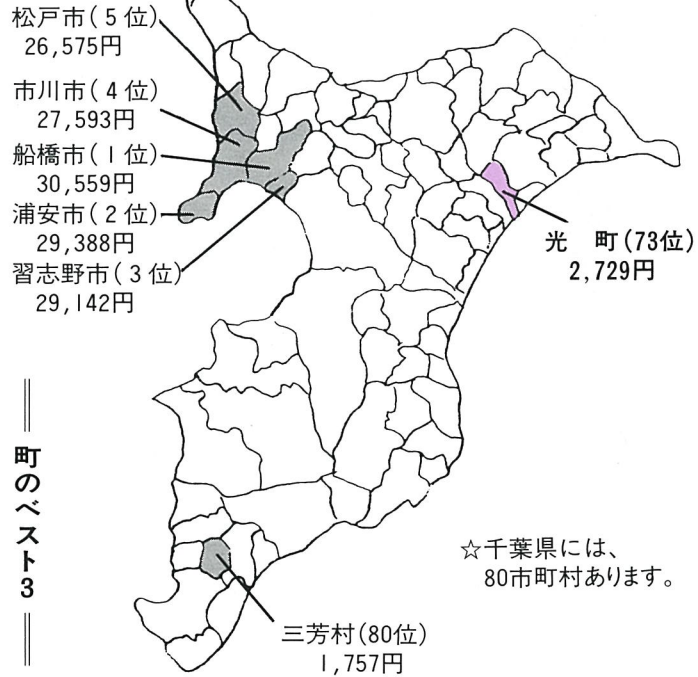


# 身近な(税) 正しく理解

シリーズ

## 宅地の評価額

県平均 15,152円  
町村平均 6,296円  
市平均 15,152円



平成元年度 宅地の1㎡当り評価額

宅地の評価額は、都市部あるいは都市化しつつある市町村が高く、同一市町村でも場所によって評価額は大きく変わります。

なお、評価額は固定資産評価基準に基づき、売買実例をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。

市町村	順位	平均評価額
① 白井町	(15)	13410円
② 沼南町	(16)	13332円
③ 酒々井町	(18)	12673円
④ 八日市場市		4066円
⑤ 横芝町		4638円

☆千葉県には、80市町村あります。

## 国土利用計画法による土地取引の届出制のご案内

### 審査

— 6週間以内 —

#### 価格と利用目的の審査



適合した場合 不勧告通知

適合しない場合 勧告通知

- ① 価格は、公示価格や標準価格などと比較しながら高すぎるものではないかどうか検討します。土地の取引では、公示価格や標準価格を参考にして下さい。
- ② 利用目的は、道路などの整備状況、周辺の自然環境の状況などから、不都合はないかどうかを検討します。
- ③ さらに監視区域内の土地取引については「売主が土地を購入してから1年以内に自ら利用しないままの転売」で「買主も自らその土地を利用しない」などの基準からみて投機的取引でないかどうかを検討します。

**届出** は **契約** の **6週間前** までにしましょう。

(勧告に従わないときは、新聞、テレビなどを通じて公表することがあります。)

国土利用計画法についての相談・問合せ

地域開発推進室  
☎ 84  
内線 1211

10月1日(月)は、固定資産税3期分・国民健康保険税3期分の納期です。